

第 65 回国際人権に関する研究会

『自由権規約委員会の動向について』報告書

12月3日、18時から20時まで、第65回の「国際人権に関する研究会」が弁護士会館にて開催された。テーマは、『自由権規約委員会の動向について』であり、東京大学教授・自由権規約委員会委員長の岩澤雄司氏に講演をいただいた。

岩澤氏からは、委員長の職務について、委員の役職決めが難航した際に、「くじ引き」で役職を決めて円満に話が進んだとのエピソードや、異なる意見の委員の議論をとりまとめていく際の詳細なやりとりが紹介され、委員長として個性あふれる委員をまとめていくことの苦労や醍醐味が語られた。

国家報告審査については、作業方法の改善が進められており、質問票（リスト・オブ・イシュー）先行方式が導入されたことが報告された。従前は、締約国政府からの報告書が提出されたあと委員会が質問票を出し、締約国からさらに書面回答を受けるという方法で審査が進められていたが、新方式では最初に委員会から質問票を出し、これに対する書面回答を報告に代えるという方法がとられる。締約国にとっては、報告と書面回答の2回のレポートが一度で済むために省力化ができ、委員会にとっては、質問票で焦点をあてた問題について詳細な情報が得られることになり、双方のメリットになることが期待されている。ただし、質問先行方式はオプションであり、締約国が従前の方式を選んだ場合には適用されない。また、初回報告の審査の場合には質問票先行方式は適用されず、従前通りの方法で審査が行われる。

個人通報制度については、手続規則の改訂について報告がされた。個人通報制度の受理可能性に関する要件「当該の通報が通報提出の権利の濫用でないこと」(手続規則 96 条 C)の改訂の際のやりとりについて議事録を参照しつつ詳細な報告があり、通報提出の権利の濫用の定義をめぐって、これを厳格に定義すべきと考える委員と、広くとらえようとする委員の攻防、そして委員長である岩澤氏が両者の意見をまとめていく過程は、大変興味深いものであった。最終的には、通報提出の権利の濫用については、通報提出の遅延は、原則としては通報提出の権利濫用には当たらないが、国内的救済措置が尽くされたのち5年を経過してから通報がなされた場合や、他の国際的調査又は解決手続で結論が出されてから3年を経過した場合には、遅延を正当化する特別な事情がない限り、通報提出の権利濫用とみなされる、との修正案が採択されたということであった。

近時の個別事案についても紹介があり、受理可能性の判断について見直しをしたはじめてのケース（Fabienne Pingault-Parkinson VS France No.1768/2008）が紹介された。

その他、規約 19 条（表現の自由）に関する一般意見 34 号の起草過程や、条約の留保をめぐり最新の議論、自由権規約委員回 100 会期記念国際シンポジウムでのスピーチなど幅広い活動について報告があった。

後半は、国際人権問題委員会幹事の作花知志会員、同委員会副委員長兼事務局長の大谷美紀子会員から、個人通報の個別事案について報告があり、それをふまえて質疑応答がなされた。

参加者からは、日本で個人通報制度が実現した場合を想定して、具体的事案に即した受理可能性の判断基準について複数質問があった（国内救済措置が尽くされていると言える

ためには司法手続だけでなく行政の不服申立手続も行っていることが必要なのか，刑事事件の場合は再審手続まで必要なのか，等）。また，参加していた女性差別撤廃条約委員の林陽子会員からは，委員会の見解の構成（通報者と締約国の主張の整理の方法など）について質問があり，各条約委員会の共通点や相違点も明らかになった。

以上